

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

社会福祉法人 全国盲ろう者協会
理事長 真砂 靖

社会福祉法人 全国盲ろう者協会の概要

1. 設立年月日:平成3年3月2日

2. 活動目的及び主な活動内容:

全国の盲ろう者の福祉を目的として創設され、盲ろう者の更生相談に応ずる事業、盲ろう者に係る社会福祉事業に関する連絡を行う事業を行うとともに、盲ろう者向け通訳・介助員の養成に係る研修会などの開催、全国盲ろう者大会の開催、盲ろう者国際協力推進など盲ろう者支援にかかる活動を長年にわたり展開している。

【主な活動内容】

- ・ 全国盲ろう者大会の開催
- ・ 盲ろう者生活相談事業
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
- ・ 盲ろう者福祉啓発事業
- ・ 盲ろう者国際協力事業
- ・ 盲ろう者情報機器活用訓練等事業
- ・ 全国盲ろう者団体ニューリーダー育成研修事業
- ・ 盲ろう者の総合リハビリテーション・システム試行事業
- ・ 盲ろう者の専門誌「コミュニカ」の発行

3. 関係する盲ろう者地域団体数(盲ろう者友の会):48団体(46都道府県 2020年3月末時点)

4. 当協会登録盲ろう者数:989人(2020年3月末時点)

5. 法人代表: 理事長 真砂 靖

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

1 同行援護における盲ろう者向け事業の実施関係

(1) 盲ろう者支援に係る職員の資格等について

・現行の同行援護従業者養成研修(一般20時間・応用12時間)と、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修(必修42時間・選択42時間)は、その目的、内容を異にするが、視覚に障害がある者の移動を支援するという点では共通の内容を含むため、同行援護において盲ろう者を支援する人材を円滑に育成していくためには、この二つの研修の内容を調整し、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者養成研修を受講する場合と、同行援護従業者が盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を受講する場合において、各々、適切な「免除科目」を設定する必要がある。

・このような新たな研修の受講が一定程度進むまでの間、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす現行の経過措置は、当分の間、継続する必要がある。

(2) 同行援護の報酬に係る国庫負担基準額の見直しについて

・現行の同行援護の国庫負担基準については、盲ろう者の移動支援及び意思疎通支援(通訳・介助サービス)を想定したもとはなっていない。盲ろう者の移動支援及び意思疎通支援は、盲ろう者が健康で文化的な最低限度の生活を送るうえで欠くことができない、また、日々継続的に必要なものであることから、十分な派遣時間を確保できるよう、盲ろう者支援に係る国庫負担基準の見直しを求める。

(3) 通所、通学における同行援護の利用

・重度障害者等の通勤や職場等における支援については、令和2年度に地域生活支援事業において「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援事業」が創設されたが、通所、通学については対象とされていない。盲ろう者(児)が利用できる通所事業所や学校は限られており、広域的な利用(遠距離からの通所、通学)をせざるを得ないため、事業所などの一般的な送迎サービス(送迎車両)を利用することは困難である。このため、公共交通機関などを利用した人的な移動支援として、同行援護の利用を認める必要がある。

2 盲ろう者が利用する就労継続支援B型、生活介護、共同生活援助関係

(1) 盲ろう者の意思疎通支援について

・盲ろう者が利用している就労継続支援B型等の事業所では、全体のミーティングや業務上の打合せ、利用者同士の連絡などにおいて意思疎通支援が必要な場面が日常的に存在している。しかしながら、盲ろう者はコミュニケーション方法が多様で、また、1対1の体制による意思疎通支援が必要であるため、全体手話通訳者の配置などを想定した現行の視覚・聴覚言語障害者支援加算では対応できない。盲ろう者が利用する就労継続支援B型などについては、1対1の支援を可能とする特別加算を設けるなどの措置を講ずる必要がある。

(2) 他の訪問系サービスの併用について

・盲ろう者が就労継続支援B型等を利用するにあたっては、意思疎通支援に関して1対1の支援が必要である。このため、このような事業所への同行援護従業者(盲ろう者向け通訳・介助員の資格を有する者に限る。)の派遣を認める必要がある。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

1 同行援護における盲ろう者向け事業の実施

(1) 盲ろう者支援に係る職員の資格等について(視点2)

【意見・提案を行う背景、論拠】

・同行援護従業者養成研修(一般20時間・応用12時間)は、盲ろう者の支援を想定したカリキュラムとはなっていない。また同様に、地域生活支援事業で実施している盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修カリキュラム(必修42時間・選択42時間)は、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護事業に従事することを想定したものではない。しかしながら、この両研修は、視覚に障害のある者の移動を支援するという点で共通した内容を含むため、同行援護において盲ろう者を支援する事業を担う人材を円滑に育成していくためには、この2つの研修の内容を調整し、受講者が必要にして十分な知識、技能を習得できるものとする必要がある。また、そのような新たな研修の受講が一定程度進むまでの間、同行援護において盲ろう者を支援する人材を確保するための現行の経過措置は、当面、継続させる必要がある。

【意見・提案の内容】

・盲ろう者向け通訳・介助員が、同行援護従業者養成研修を受講する場合、適切な「免除科目」を設ける必要がある。また同様に、同行援護従業者が盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を受講する場合にも、適切な「免除科目」を設ける必要がある。

・2018年3月末において盲ろう者向け通訳・介助員であった者を、同行援護従業者養成研修(一般20時間)修了者とみなす2021年3月末までの経過措置については、当分の間、継続する必要がある。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(2) 同行援護の報酬に係る国庫負担基準の見直しについて(視点2)

【意見・提案を行う背景、論拠】

・同行援護の報酬に係る現行の国庫負担基準については、盲ろう者の移動支援及び意思疎通支援(通訳・介助サービス)を想定したものとはなっていない。盲ろう者は、視覚障害と聴覚障害を重複することにより、外出時の危険察知や定位などに大きな困難があり、意思疎通の困難性も踏まえれば、人的支援を受けずに外出することは極めて困難である。盲ろう者にとっての移動支援と意思疎通支援は、盲ろう者が健康で文化的な最低限度の生活を送る上で欠くことのできないものであり、また、日々継続的に必要なものである。しかしながら、現行の同行援護の国庫負担基準は、一般的な視覚障害者の外出支援を想定して算定されていることから、これを実質的な給付量の目安としている市町村においては、各種の加算対象となって報酬単価の高い盲ろう者の派遣時間を、一般の視覚障害者よりも短くしているような事例も散見される。盲ろう者にとって必要な派遣時間を確保できるよう、盲ろう者支援に係る国庫負担基準の見直しが必要である。

【意見・提案の内容】

・同行援護の報酬に係る国庫負担基準において、盲ろう者が必要とする派遣時間を確保できるよう、盲ろう者が同行援護を利用した場合の基準(単位数)を、新たに設定する必要がある。

(3) 通所、通学における同行援護の利用について(視点2)

【意見・提案を行う背景、論拠】

・重度障害者等の通勤や職場等における支援については、令和2年度に地域生活支援事業において、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援事業」が創設されたところであるが、就労継続支援B型や生活介護などの事業所への通所及び特別支援学校への通学については、対象とされていない。盲ろう者(児)は利用できる事業所なども限られているため、広域的な利用(遠距離からの通所、通学)をせざるを得ない。このため一般的な事業所などの送迎サービス(送迎車両)を利用することは困難であり、公共交通機関などを利用した人的な移動支援(ガイドヘルプ)が必要である。

【意見・提案の内容】

・盲ろう者(児)が、就労継続支援B型や生活介護などの事業所に通所したり、特別支援学校等に通学する場合に、同行援護の利用を認める必要がある。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

2 盲ろう者が利用する就労継続支援B型、生活介護、共同生活援助

(1) 盲ろう者の意思疎通支援について(視点2)

【意見・提案を行う背景、論拠】

・盲ろう者が利用している各種通所サービスや共同生活援助の事業所においては、朝、夕の全体ミーティングや各種打合せ、交流会などのほか、利用者への個別の指示や、利用者同士の連絡、相談など、意思疎通支援が必要な場面が日常的に存在している。視覚障害のみの場合は、音声による意思疎通が可能であり、聴覚障害のみの場合は、職場内に全体手話通訳者1名が配置されていれば意思疎通支援は可能で、また、聴覚障害の利用者同士の手話による意思疎通も可能である。

しかしながら、盲ろう者の場合は、コミュニケーション方法が、触手話、弱視手話、指文字、指点字、手書き文字(手のひら書き)などで、意思疎通支援には、1対1の対応が必要であり、コミュニケーション方法が異なれば、盲ろう者同士であっても意思疎通支援が必要である。このようなことから、現行の視覚・聴覚言語障害者支援加算では対応できない。

・現行の福祉専門職員配置加算においては、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士は加算の対象となるが、盲ろう者向け通訳・介助員を配置しても、加算算定の対象外である。

【意見・提案の内容】

- ・盲ろう者の意思疎通支援が必要な場面において、1対1の支援を可能とする特別加算を設けるべきである。
- ・福祉専門職員配置等加算の算定には、盲ろう者向け通訳・介助員の配置も反映させるべきである。

(2) 他の訪問系サービスの併用について(視点2)

【意見・提案を行う背景、論拠】

・盲ろう者が就労継続支援B型、生活介護、共同生活援助等の事業所を利用するにあたっては、上記(1)記載のとおり、意思疎通支援に関して1対1の支援が必要である。このような支援体制を、当該事業所に対する報酬の加算だけでなく、他の訪問系サービスを併用することで実現することも可能である。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

【意見・提案の内容】

・盲ろう者の意思疎通支援が必要な場合においては、就労継続支援B型、生活介護、共同生活援助などの事業所への同行援護従業者(盲ろう者向け通訳・介助員の資格を有する者に限る。)の派遣を認めるべきである。

(参考資料)

1 盲ろう者の状況（平成24年度「盲ろう者に関する実態調査報告書」 全国盲ろう者協会）

(1) 全国の盲ろう者数の推計 14,329人（身体障害者手帳に、視覚と聴覚の両方の障害が記載されている者）

(2) 盲ろう者の年齢構成

・15歳未満	0.8%
・15歳～65歳未満	18.1%
・65歳以上	77.4%

(3) 盲ろう者の総合障害等級(身体障害者手帳)

・総合1級	49.5%
・総合2級	25.6%
・その他	24.9%

2 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業利用者数の推移（派遣事業所利用登録盲ろう者数 全国盲ろう者協会調べ）

・2015年度	1,054人
・2016年度	1,080人
・2017年度	1,087人
・2018年度	1,137人
・2019年度	1,161人

3 盲ろう者向け通訳・介助員数の推移（派遣事業所登録通訳・介助員数 全国盲ろう者協会調べ）

・2015年度	5,608人
・2016年度	5,712人
・2017年度	5,912人
・2018年度	6,298人
・2019年度	6,327人

4 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の一人当たり利用可能時間（2019年度の全国平均 全国盲ろう者協会調べ）

・年間利用可能時間	204時間
・月間利用可能時間	18時間

※利用可能時間とは、各都道府県(指定都市・中核市)の派遣事業予算計上額(管理費等を除く)を、利用盲ろう数と時間単価で除した数値の全国平均